

税の 申告



昨年申告の様子

準備はお済みですか

もうすぐ町民税兼国民健康保険税と所得税の申告時期を迎えます。申告の際に医療費控除などの各種所得控除を受けようとする方は、領収書など支払った額の分かる書類を準備してください。

▽社会保険料控除

自分や自分と生計を一にする家族の国民健康保険税や国民年金保険料等、介護保険料などの社会保険料を支払った場合は、昨年一年間に実際に支払った金額の全額を所得金額から控除することができます。ただし、介護保険料のうち、年金から天引きされた分については年金受給

者本人以外の所得からは控除できないのでご注意ください。

なお、法改正により国民年金保険料等については、年末調整や確定申告の際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付することが義務付けられましたので、申告を受ける際には十一月上旬に社会保険庁から送付された証明書と、国民年金保険料を納めた際の領収書を必ず持参してください。

▽医療費控除

自分や家族のために支払った医療費の金額(健康保険からの給付金や保険契約による医療費を補てんする保険金などは差し

引きます)に応じた一定額を所得金額から控除することができます。領収書を医療機関ごと、人ごと、入院分・外来分の別に分けて整理の上、それぞれを合計して控除金額を計算してください。

▽生命保険料・損害保険料控除

生命保険料や個人年金、損害保険の保険料の支払額に応じた一定額を所得金額から控除することができます。

この控除を受けるためには、保険会社などから送付される控除証明書が必要となりますので、申告を受ける際には忘れずに持参してください。

◆問い合わせ

町民税担当 (☎82-3111 1内線111) 役場税務会計課 へどうぞ。

平成18年度の町・県民税

簡易申告制度の利用を

町では、町民税および県民税の申告について、申告者の利便を図るため簡易申告制度を導入しています。簡易申告は、より簡易な申告書を用いた申告で、該当すると思われる人には1月上旬に簡易申告書を送付します。

下記日程で受け付けを行いますので、必要書類と印鑑を持参の上、申告してください。

なお、所得税を源泉徴収されている方は、簡易申告はできません。

◆**該当する人** 昨年1年間(平成17年1月1日から平成17年12月31日まで)の収入が次の場合です。

- ・**給与だけの場合** 給与収入の合計が93万円以下の人
- ・**公的年金等だけの場合** 65歳以上…年金収入の合計が148万円以下の人 65歳未満…年金収入の合計が98万円以下の人
- ・**公的年金等と給与の場合** 65歳以上…年金が120万円以下で給与が65万円以下の人 65歳未満…年金が70万円以下で給与が65万円以下の人

※年齢は平成18年1月1日現在です。税金の計算の対象になる年金には、遺族年金や遺族恩給、障害年金などは含みません。

◆簡易申告の受付日程

・期日と場所

期日	会場
1月31日(火)	豊間根生活改善センター
2月1日(水)	船越防災センター
2月2日(木)	役場1階町民ホール
2月3日(金)	〃

・**時間** 午前9時～午後3時

※郵送により簡易申告書を提出する場合は、2月3日までに役場税務会計課宛に郵送してください。

所得の無い人なども申告が必要

昨年1年間全く所得が無かった人や、所得が少なく所得税や町民税・県民税がかからない人でも、▶国民健康保険税の税額の算定▶所得証明や課税証明などの交付▶町営住宅料や保育料、高額療養費の負担区分などの算定—のため簡易申告が必要です。なお、申告しなかった場合には、国民健康保険税の軽減措置を受けることができなくなります。

◆**問い合わせ** 役場税務会計課町民税担当 (☎82-3111内線111) へどうぞ。

償却資産の申告 1月31日までに

固定資産税額の算出の基になる償却資産を所有する方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。対象になる資産は、会社や個人が事業に使用する機械などです。昨年申告した方には通知していま

すが、それ以外の方でも対象の資産を所有する方は申告してください。

※固定資産税が課税される土地や建物、自動車・軽自動車税が課税される車両などは対象外です。

▷申告期限 1月31日

▷申告先・問い合わせ 役場税務会計課資産税担当 (☎82-3111内線113) へどうぞ。